

まちづくり基本条例って？



問い合わせ＝企画政策課 (559-5012 FAX559-6877)

約3年間にわたる検討を経て、まちづくり基本条例が施行されました。まちづくり基本条例には、まちづくりを進めるにあたって基本となる原則、市民の権利・責務や市議会、市長等(行政)の責務などが定められています。ここでは、条例の全文を掲載し、主なポイントについてご紹介します！



この条例で何をめざすの？



市民、市議会、市長等が責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組むことで、**市民主体のまちづくり**の推進と暮らしやすいまちを実現することをめざしているんだよ。 第1条

どうして、まちづくり基本条例をつかったの？

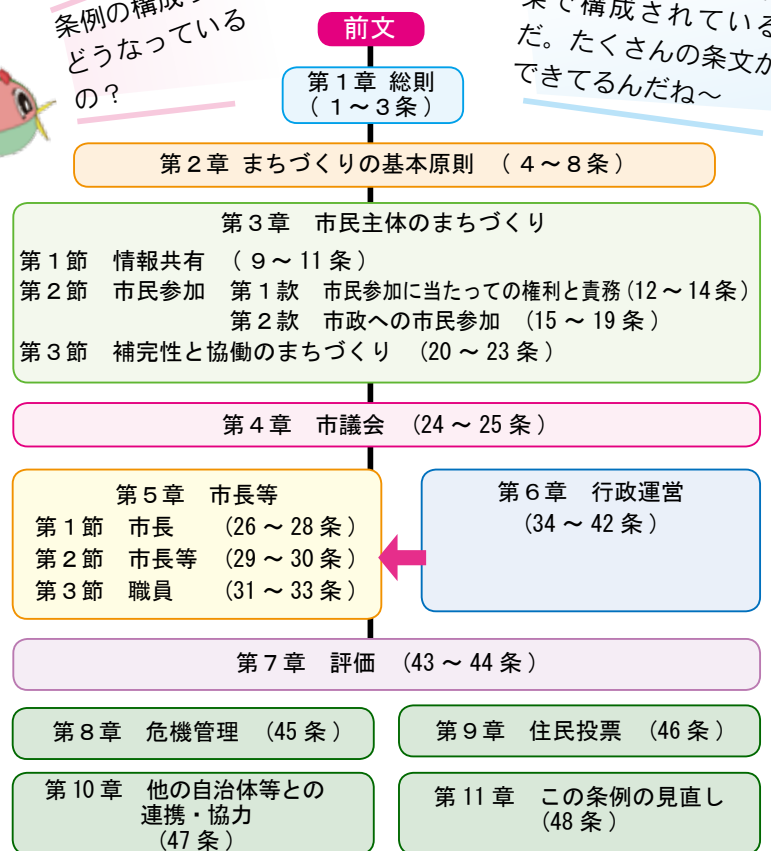


少子高齢化が進んで、人と人とのつながりが弱くなったり、地域で暮らしにくくなったりすることが心配されているよ。市民のみんなが安心して暮らせる三田のまちを次の世代に引き継いでいくために、市民のまちづくりへの関わり、市が果たすべき責任など、まちづくりに関するルールを定める必要があったんだ。 前文



条例の構成ってどうなっているの？

条例は前文と11章48条で構成されているんだ。たくさんの条文からできてるんだね～



この条例のポイントって？



条例では、次の4つのまちづくりの基本原則を掲げているんだ。

① 情報共有の原則 第5条

市民主体のまちづくりを進めるために、まずは情報が共有されていないとね。市は、様々な情報をわかりやすく市民の皆さんに提供し、市民も地域の課題解決につながる情報を積極的に発信することで、お互いに情報を共有していくよ。

② 市民参加の原則 第6条

まちのあり方を最終的に決めるのは「まちづくりの主体者」の市民であることを確認する原則だよ。市民には、自らまちづくりに主体的に関わる権利と、市が行うまちづくりがよりよいものとなるよう、関心を持って参加し、関わる権利があるんだ。

③ 補完性と協働の原則 第7条

市民は、地域の課題解決に向けて自ら行動する。個人で解決できない課題は、自治組織やボランティア組織などが取り組む。市民だけで解決できない課題は、市が市民と共に取り組む。このように、地域の課題をより身近なところで解決できるよう、まちづくりは「補完」して行うことを定めているよ。

また、市民、市議会、市長等は、それぞれの立場と分野を活かして、対等の関係で活動し、連携・協力する、つまり「協働」してまちづくりに関わることも定めているんだ。

④ 評価の原則 第8条

市民主体のまちづくりが進んでいるかどうかを検証・評価し、次のまちづくりへ活かすことを定めているよ。

これからどんなことを始めるの？



新しく始めることは、右の表のとおりだよ。これらの審議は市民参加のもとで行っていく予定なんだ。

今後の検討内容

地域コミュニティのあり方
監査制度の充実
住民投票制度
災害時などの情報共有のあり方

今後制定する条例など

市政への市民参加
協働のまちづくり推進
オンブズパーソン
行政評価
災害等への対応

前文

三田は、私たちのふるさとです。

悠久の歴史の中で伝承されてきた「恩田・悲田・敬田」の三福田の由来は、ふるさとからの大切なメッセージです。私たちのまちは、三田盆地に広がる田園風景や有馬富士、武庫川や干丈寺湖など四季折々の豊かな自然と、優れた都市機能が調和した田園文化都市として急速に発展を遂げてきました。

一方、私たちを取り巻く社会は、少子高齢・人口減少社会を迎え、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域での暮らしに不安が生じています。また、地方分権が進展し、三田のまちの未来を自らの責任で決定することが求められており、私たちは、地域の特色を活かしながら、まちづくりの進め方を見直す必要があります。

私たちの使命は、先人が築きあげてきた三田らしさを大切に守り育て、新たな魅力を生み出し、すべての市民が愛着と誇りを持って暮らせるまちを次の世代に引き継ぐことです。そのためには、「まちづくりの主役」として、市民が積極的にまちづくりに関わるのが欠かせません。

私たちは、心のふれあう豊かな地域社会を実現するため、市民、市議会、市長等の総意として、それぞれが責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、市民主体のまちづくりを進める拠りどころとして、ここに「三田市まちづくり基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりを進めるに当たって、

その基本原則を定め、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務等を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりの推進と暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 市長等 執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。(この条例の位置づけ)

第3条 市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 市議会及び市長等は、条例又は規則等を制定し、改正し、又は廃止する場合は、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、第1条の目的を達成するため、次条から第8条までに規定する原則に基づきまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進め

ます。

(市民参加の原則)

第6条 まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行います。

(補完性と協働の原則)

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
 - (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
 - (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。
- 2 市民、市議会及び市長等は、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力しながらまちづくりを進めます。

(評価の原則)

第8条 市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かします。

第3章 市民主体のまちづくり

第1節 情報共有

(市民の情報発信と共有)

第9条 市民は、身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有します。

2 市長等は、市民が情報若しくは意見を交換できる機会又は場の提供に努めます。(情報共有のための市議会及び市長等の責務)

